



茨城県報

第 1 5 6 3 号

平成16年 4月26日

月 曜 日

目 次

規 則

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 1

告 示

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) 17

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課) 17

知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定 (障害福祉課) 18

大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (中小企業課) 18

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3件) (中小企業課) 21

保安林の指定の解除の予定 (林業課) 23

定款変更の認可 (農村計画課) 24

道路の区域の変更 (4件) (道路維持課) 24

道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) 26

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 26

土地改良区役員の就退任 (2件) (土地改良事務所) 27

土地改良区役員の就任 (土地改良事務所) 29

土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所) 29

土地改良事業の工事の完了 (2件) (土地改良事務所) 29

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課) 30

漁船損害等補償法施行令に基づく発起届 (漁政課) 30

都市計画の図書の縦覧 (2件) (都市計画課) 31

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課) 31

開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) 32

規 則

茨城県規則第58号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（平成 5 年茨城県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、同号の指定を受けようとする者が法人であるときは、申請書に登記簿謄本又は定款、寄附行為その他の規約を添付しなければならない。

第 9 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第10条第 1 項中「様式第 7 号）により」を「様式第 7 号）に団体の規約を添えて」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第11条第 1 項中「様式第 9 号）により」を「様式第 9 号）に団体の規約を添えて」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第12条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、同号口の指定を受けようとする者が法人であるときは、申請書に登記簿謄本又は定款、寄附行為その他の規約を添付しなければならない。

第12条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定するもののほか、令第28条第 1 号口の指定を受けようとする者がくん蒸により倉庫内又はコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者であるときは、その者（法人にあっては、その役員）又はその従業員のうち 1 人以上の者が法第 8 条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類を前項の申請書に添付し、又は前項の申請書の提出の際知事に提示しなければならない。

第16条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、令第13条第 1 号口若しくはチ、令第18条第 1 号口、ニ、ホ若しくはヘ又は令第24条第 1 号口、二、ホ若しくはヘの指定を受けようとする者は、その資格又は身分を証する書類を前項の申請書に添付し、又は前項の申請書の提出の際知事に提示しなければならない。

第16条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「茨城県知事 殿」を

「茨城県知事 殿」に改める。

注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 9 条第 1 項) (表)

特定毒物使用者指定申請書

森 林 (倉 庫) の 所 在 地	
森林の面積 (倉庫の床面積)	
森林の区域の概要図 (倉庫又は食糧の製造若しくは加工の施設の概要図)	裏面に記載のとおり

上記により、毒物及び劇物取締法施行令第11条第 1 号に規定するモノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤の使用
 者の指定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊞

茨城県知事 殿

注) 森林の区域の概要図 (倉庫又は食糧の製造若しくは加工の施設の概要図) は、裏面への記載に代えて図面の添付によることができる。

(裏)

森林の区域の概要図 (倉庫又は食糧の製造若しくは加工の施設の概要図)

様式第 6 号中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 (第10条第 1 項) (表)

特定毒物使用者指定申請書

団 体 員 数	
団 体 員 に 所 属 す る 農 地 の 番 地 及 び 面 積	
農 地 の 概 略	
貯 蔵 設 備 の 概 要 図	裏面に記載のとおり

上記により、毒物及び劇物取締法施行令第16条第 1 号に規定するジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤の使用者の指定を申請します。

年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者の住所

代表者の氏名

印

茨城県知事 殿

注) 1 使用の対象となる作物を栽培している農地について記載すること。

2 貯蔵設備の概要図は、裏面への記載に代えて図面の添付によることができる。

(裏)

貯蔵設備の概要図

A large rectangular area is reserved for a diagram titled '貯蔵設備の概要図' (Overview of Storage Equipment). The area is currently blank.

様式第 8 号中「第10条第 3 項」を「第10条第 2 項」に改める。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号 (第11条第 1 項) (表)

特定毒物使用者指定申請書

団 体 員 数	
団 体 員 に 所 属 す る 農 地 の 番 地 及 び 面 積	
農 地 の 概 要	
貯 蔵 設 備 の 概 要 図	裏面に記載のとおり

上記により、毒物及び劇物取締法施行令第22条第 1 号に規定するモノフルオール酢酸アミドを含有する製剤の使用
 者の指定を申請します。

年 月 日

団体の所在地
 団体の名称
 代表者の住所
 代表者の氏名



茨城県知事 殿

- 注) 1 使用の対象となる作物を栽培している農地について記載すること。
 2 貯蔵設備の概要図は、裏面への記載に代えて図面の添付によることができる。

(裏)

貯蔵設備の概要図



様式第10号中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号 (第12条第 1 項)

特定毒物使用者指定申請書

毒物劇物取扱 責任者の資格 を有する者	所 属	本人 役員・従業員
	住 所	
	氏 名	
	資格の種類	毒物及び劇物取締法第 8 条第 1 項第 号該当

上記により、毒物及び劇物取締法施行令第28条第 1 号口に規定するくん蒸により倉庫内又はコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者として燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者の指定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

茨城県知事 殿

注) 1 所属は、個人による申請の場合にあっては本人を、法人による申請の場合にあっては役員又は従業員のうち該当するものを で囲むこと。

2 資格の種類は、毒物及び劇物取締法第 8 条第 1 項各号のいずれに該当するかを記載すること。

様式第12号 (第12条第 1 項) (表)

特定毒物使用者指定申請書

倉 庫 の 所 在 地	
倉 庫 の 構 造 の 概 要	裏面に記載のとおり

上記により、毒物及び劇物取締法施行令第28条第 1 号ロに規定する営業のために倉庫を有する者として燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者の指定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

茨城県知事 殿

注) 倉庫の構造の概要は、裏面への記載に代えて倉庫の構造の概要を説明する書類の添付によることができる。

(裏)

倉庫の構造の概要

様式第13号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 (第16条第 1 項)

特定毒物実地指導員指定申請書

資格の種類	毒物及び劇物取締法第 8 条第 1 項第 号該当	
所属団体	所在地	
	名称	
	所属団体における職名	

第13条第 1 号口

" 子

第18条第 1 号口

" 二

上記により、毒物及び劇物取締法施行令 " ホに規定する特定毒物実地指導員の指定を申請します。

" へ

第24条第 1 号口

" 二

" ホ

" へ

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

茨城県知事 殿

注) 1 毒物及び劇物取締法施行令第13条第 1 号口、第18条第 1 号口又は第24条第 1 号口の指定を受けようとする者は、資格の種類欄に毒物及び劇物取締法第 8 条第 1 項各号のいずれに該当するかを記載すること。

2 1 以外の者は、所属団体の欄に記載すること。

様式第19号中「第16条第3項」を「第16条第2項」に、「毒物劇物実地指導員」を「特定毒物実地指導員」に改める。

様式第23号中「茨城県毒物及び劇物取締法施行細則」を「毒物及び劇物取締法施行細則」に改める。

様式第26号中「第23条」を「第23条第2項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第669号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000100401126	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会指定身体障害者デイサービス事業所	茨城県龍ヶ崎市川原代町5014	社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会	茨城県龍ヶ崎市馴柴町834 1	平成16年 4月 1日	身体障害者デイサービス事業

茨城県告示第670号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200391144	しずか寮	茨城県岩井市長谷751	社会福祉法人 修倫福祉会	茨城県岩井市神田山2208	平成16年 4月 1日	知的障害者地域生活援助事業
08000200392142	わかみや	茨城県石岡市若宮4 1 2森戸八イツ102号, 202号	社会福祉法人 白銀会	茨城県石岡市鹿の子4 16 52	平成16年 4月 1日	知的障害者地域生活援助事業
08000200393140	きつつきの家	茨城県水戸市堀町228 4	特定非営利活動法人 心身障害児療育会きつつき会	茨城県水戸市堀町227 3	平成16年 4月 1日	知的障害者地域生活援助事業
08000200394148	こぶし	茨城県下館市茂田南原1803 30	社会福祉法人 慶育会	茨城県下館市茂田北原1735 1	平成16年 4月 1日	知的障害者地域生活援助事業
08000200395145	せんば	茨城県水戸市千波町2500 3	社会福祉法人 木犀会	茨城県西茨城郡友部町鯉淵6266 185	平成16年 4月 1日	知的障害者地域生活援助事業

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
08000200396143	わかたけ	茨城県水戸市本町 3 11 5	社会福祉法 人 茨城補 成会	茨城県東茨城郡茨 城町上石崎4698 2	平成16年 4月1日	知的障害者 地域生活援 助事業
08000200391144	ちよだホーム	茨城県新治郡千代 田町下稻吉1762パ ークアヴェニュー 102号, 203号	社会福祉法 人 陽山会	茨城県石岡市三村 2595 2	平成16年 4月1日	知的障害者 地域生活援 助事業

茨城県告示第671号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の31の規定により告示する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	設置者の事業 所の所在地	指 定 年月日
08000200397331	知的障害者通所 更生施設	ゆい	茨城県東茨城郡茨 城町小幡2766 37	社会福祉法人 梅の里	茨城県東茨城 郡茨城町小幡 2766 36	平成16年 4月1日
08000200392530	知的障害者通所 授産施設	水戸市知的 障害者通所 授産施設み のり	茨城県水戸市文京 1 2 24	水戸市	茨城県水戸 市中央 1 4 1	平成16年 4月1日

茨城県告示第672号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センターに到着するよう提出してください。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 三井不動産株式会社

代表取締役 岩 沙 弘 道

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(2) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 井 坂 榮

東京都港区芝公園四丁目1番4号

(3) 有限会社皆川エステート

代表取締役 皆 川 秀 世

日立市神峰町一丁目6番2号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立駅前ショッピングタウン

日立市幸町一丁目16番 1号

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
和幸株式会社	東京都豊島区巢鴨 1 19 12	稲 葉 武
株式会社ミニット・ジャパン	東京都渋谷区東 2 24 2	山 口 康 寿
株式会社クラヴィス	東京都港区南青山 5 12 4	長 尾 享 諭
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区栄 3 15 37	伊 佐 治 博
株式会社ダン	大阪府大阪市平野区長吉長原西 1 3 8	越 智 直 正
株式会社オービック	福島県いわき市錦町上中田 3 2	高 萩 勝 利
有限会社志お屋	日立市千石町 1 11 18	井 上 義 公
株式会社ウイングロード	東京都中央区築地 3 5 4	山 形 政 弘
株式会社アドバンス	龍ヶ崎市久保台 2 1 19	佐 藤 孝
株式会社大東	水戸市米沢町169 1	朝 比 奈 光 一
株式会社田所書店	日立市鹿島町 1 12 9	田 所 久 美 子

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社フクダ	ひたちなか市外野 2 32 6	福 田 伸 二
有限会社日旺会	日立市幸町 1 11 3	大 平 操
株式会社北書房	日立市助川町 1 9 16	田 所 暎 一
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町 1 32 13	曲 淵 恵 美 子
株式会社ユナイテッド・フレグランス・オブ・インターナショナル	青森県弘前市大字表町 2 11	佐 藤 泰
株式会社みれ	東京都台東区柳橋 1 12 10	小 塚 義 雄
株式会社ティムティム	鹿島郡神栖町大字萩原811 1	藤 木 慎 一
オオヒラ貿易株式会社	福島県いわき市常磐関船町屋津34 2	大 平 剛
有限会社カーニバル	千葉県船橋市高根台 1 16 8	大 塚 伸 恭
有限会社ジュリアズドリーム	東京都新宿区西新宿 6 15 12	大 川 幸 夫
有限会社ストローハット	宮城県仙台市青葉区本町 1 6 25	東 正 直
株式会社荒蒔デンソー	日立市多賀町 5 6 3	荒 蒔 義 長
株式会社ブラック	東京都千代田区外神田 5 5 10	金 子 慎 一 郎

(3) 変更の年月日

平成16年 2月20日

(4) 変更する理由

テナント入れ替えによる

3 届出年月日

平成16年 4月 9日

茨城県告示第673号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河 内 伸 二

(2) 住所

栃木県小山市卒島1293番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品ひたちなか店

ひたちなか市大字東石川1567 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,219㎡

(変更後) 2,940㎡

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時 (年間60日は午後9時)

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後8時 (年間60日は午後9時)

(変更後) 午前9時～午後10時30分 (一部午後9時)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後8時

(変更後) 午前7時～午後9時

(3) 変更する年月日

上記(2)ア 平成16年12月13日

上記(2)イ, ウ, エ 平成16年 4月13日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河 内 伸 二

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 241台

(イ) 駐輪場の収容台数 30台

(ウ) 荷さばき施設の面積 60m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 23m³

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

3 届出年月日

平成16年 4月12日



茨城県告示第674号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

日立成沢ショッピングセンター・プレーゴ

日立市中成沢町 2 丁目 3 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成16年 2月 5 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 9 時（一部午後 7 時，午後 8 時）

(変更後) 午前 0 時（一部午後 7 時，午後 8 時，午後 9 時）

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) プレーゴ駐車場 1 午前 9 時～午後 9 時30分

プレーゴ駐車場 2 24時間

(変更後) プレーゴ駐車場 1 1 午前 9 時～午後 9 時30分
 プレーゴ駐車場 1 2 午前 9 時～午前 0 時30分
 プレーゴ駐車場 2 24時間

ウ 届出年月日

平成16年 1月23日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
日立市	<p>深夜営業を行う店舗東側での住宅団地の立地も考慮し、来店車両に対しても表示板等により、アイドリングストップの協力を呼びかけるなど、隣接居住者への対応を含め、近隣騒音防止に配慮すること。また、万一苦情が生じた場合でも誠意をもって対応されたい。</p> <p>茨城県景観形成条例による茨城県大規模行為景観形成基準に基づき、延長時間帯における屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。</p>	騒音の発生防止及び街並みづくりへの配慮について適正な処理を求めるものである。

茨城県告示第675号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ日立モール

日立市留町字前川1270 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成16年 1月13日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 8 時～午後 7 時

(変更後) 午前 6 時～午後 7 時

ウ 届出年月日

平成16年12月19日

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

平成16年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ日立モール

日立市留町字前川1270 2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成16年 3 月 4 日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 8 時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成16年 2 月12日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
日立市	茨城県景観形成条例による茨城県大規模行為景観形成基準に基づき、延長時間帯における屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮すること。	街並みづくりへの配慮について適正な対応を求めるものである。



茨城県告示第677号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 4 月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿嶋市大字大小志崎字後山593の3
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



茨城県告示第678号

平成16年 3月19日付けで、金江津長竿土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年 4月15日認可した。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌



茨城県告示第679号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 日立山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字中染字橋場2501番3 から	(A)	メートル	メートル	107
久慈郡水府村大字西染字落合1219番1 地先まで		最大 37.0		
久慈郡水府村大字中染字橋場2495番1 地先から	(B)	最大 21.0	151	
久慈郡水府村大字西染字落合1219番1 地先まで		最小 5.0		
久慈郡水府村大字中染字橋場2501番3 から	新 (A)	最大 37.0	107	迂回路撤去
久慈郡水府村大字西染字落合1219番1 地先まで		最小 5.5		
久慈郡水府村大字中染字橋場2501番3 から	旧	メートル	メートル	260
久慈郡水府村大字西染字染平1050番3 まで		最大 37.0		
	新	最大 37.0	260	現道拡幅
		最小 12.0		



茨城県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市沖宿町字折戸下83番 1 地先から 土浦市沖宿町字寺下418番地先まで	旧	メートル 最大 14.0 最小 6.8	メートル 820	
	新	最大 33.5 最小 8.8	820	現道拡幅

茨城県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市上河原崎元宮本字元宮本 8 番 2 地先から つくば市中別府字中別府296番 1 地先まで	旧	メートル 最大 11.2 最小 6.4	メートル 909	
	新	最大 15.4 最小 9.5	909	現道拡幅

茨城県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町大字布川字押付83番 3地先から 北相馬郡利根町大字布川字押付149番 1地先まで	旧 (A)	メートル 最大 20.0 最小 8.0	メートル 510	河川工事に 伴う付替
	新	(A)	最大 20.0 最小 8.0	
(B)		最大 34.5 最小 8.0	510	

茨城県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 日立山方線
- 2 供用開始の区間 久慈郡水府村大字中染字橋場2501番3から
久慈郡水府村大字西染字染平1050番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年4月28日

茨城県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年4月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字小久保2766番1から
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字カフレ屋敷2205番5まで
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字向押立2221番1から
東茨城郡御前山村大字下伊勢畑字前押立2233番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年4月26日

茨城県告示第685号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、常陸太田市滝坂土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定より告示する

平成16年4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 常陸太田市滝坂土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 常陸太田市金井町3690番地

事業施行期間 自 平成11年 8月26日
 至 平成17年 3月31日
 施行地区 常陸太田市栄町字滝坂の一部

中城町字滝坂，字御所下の各一部
 内堀町字滝坂，字内堀東の各一部
 東一町字東一東の一部
 塙町字東一東，字滝坂の一部

設立認可の年月日 平成11年 8月26日

2 変更認可の年月日 平成 16年 4月26日



茨城県告示第686号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置く川根土地改良区から，次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県水戸土地改良事務所長 海老原 修

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 口 正 信	東茨城郡茨城町大字奥谷1959番地
"	田 口 捷 郎	" " 大字南川又1959番地
"	黒 須 泰	" " 大字駒渡726番地
"	郡 司 亘	" " 大字木部599番地
"	田 口 隆 男	" " 大字木部860番地
"	藤 枝 孝 夫	" " 大字飯沼674番地
"	藤 枝 清 治	" " 大字上飯沼270番地
"	田 口 一 彦	" " 大字下飯沼1077番地
"	江 橋 昭 一	" " 大字下土師761番地
"	郡 司 冽	" " 大字下土師1391番地 1
"	町 田 一	" " 大字奥谷765番地
"	海老澤 勇 司	" " 大字越安1039番地 1
"	小野瀬 敏 雄	" " 大字蕎麦原239番地
"	渡 辺 忠 雄	" " 大字野曾1426番地
"	島 田 哲 也	" " 大字南栗崎791番地
監 事	東ヶ崎 秋 雄	" " 大字上飯沼1007番地
"	高 木 勇 作	" " 大字蕎麦原315番地
"	旭 眞一郎	" " 大字下土師1066番地 1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 口 捷 郎	東茨城郡茨城町大字南川又615番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	田 口 一 彦	東茨城郡茨城町大字下飯沼1077番地
"	渡 辺 忠 雄	" " 大字野曾1426番地
"	藤 枝 清 治	" " 大字上飯沼270番地
"	山 口 勝 美	" " 大字木部652番地
"	久保田 昭	" " 大字下土師762番地
"	米 川 千 秋	" " 大字奥谷780番地 1
"	細 谷 勉	" " 大字駒渡735番地 1
監 事	佐 藤 正 明	" " 大字奥谷1914番地
"	海老澤 吉 雄	" " 大字越安1204番地
"	平 澤 勉	" " 大字木部223番地 1

茨城県告示第687号

下館市大字羽方206番地の2に事務所を置く山王堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 口 勝 好	下館市大字樋口64番地の3
"	中 西 騰	" 大字樋口377番地
"	中 西 要 一	" 大字樋口430番地
"	鈴 木 進	" 大字樋口674番地
"	早 瀬 清	" 大字樋口1117番地
"	早 瀬 多計雄	" 大字樋口1107番地
"	福 田 忠 治	" 大字樋口1432番地
"	早 瀬 慶 一	" 大字樋口1350番地の1
"	福 田 實	" 大字蒔田508番地
"	柴 山 猛	" 大字落合785番地
"	池 田 和 夫	" 大字落合1522番地の3
監 事	高 橋 和 夫	" 大字樋口491番地の1
"	杉 山 國 蔵	" 大字樋口34番地の7
"	鈴 木 正 雄	" 大字樋口965番地の1

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	瀬 尾 實	下館市大字樋口7番地
"	中 西 騰	" 大字樋口377番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 西 要 一	下館市大字樋口430番地
"	鈴 木 進	" 大字樋口674番地
"	早 瀬 清	" 大字樋口1117番地
"	早 瀬 多計雄	" 大字樋口1107番地
"	福 田 忠 治	" 大字樋口1432番地
"	早 瀬 慶 一	" 大字樋口 1350番地の 1
"	福 田 實	" 大字蒔田508番地
"	柴 山 猛	" 大字落合785番地
"	早 瀬 英 昭	" 大字落合1507番地の 1
監 事	高 橋 和 夫	" 大字樋口491番地の 1
"	浅 野 忠 儀	" 大字樋口19番地の 1
"	鈴 木 正 雄	" 大字樋口965番地の 1

茨城県告示第688号

東茨城郡茨城町大字小堤1023番地 1 に事務所を置く潤沼干拓土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 原 修

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 本 正 浩	東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1202番地
"	鬼 澤 繁	" " 大字宮ヶ崎1436番地10

茨城県告示第689号

平成16年 3月 8日付け土土改指令第 2号で認可した片田栗山地区の更正換地計画については、土浦市外十五ヶ町村土地改良区から換地処分した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4項の規定により公示する。

平成16年 4月26日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

茨城県告示第690号

平成12年11月14日付け土土改指令第 9号をもって同意のあった、八郷町が行う白幡地区土地改良事業については、平成16年 3月 2日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1項の規定により届出があったので、同条第 2項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

茨城県告示第691号

平成12年11月14日付け土土改指令第10号をもって同意のあった、八郷町が行う片岡地区土地改良事業については、平成16年 3月 3日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県土浦土地改良事務所長 桜 井 博

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成16年 6月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年 4月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 交通事故予防センター

3 代表者の氏名

久保田 邦 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田1丁目1652番6号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、交通事故予防に関する事業を行い、安全で豊かな秩序ある社会づくりに寄与することを目的とする。

漁船損害等補償施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする 漁業協同組合
行方郡玉造町荒宿231 - 1 安 部 栄 外 2 名	玉 造	玉造漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦覧期間

平成16年 4月26日から平成16年 5月11日まで

(2) 縦覧場所

加 入 区	縦 覧 場 所
玉 造	行方郡玉造町甲125 - 8 玉造漁業協同組合

都市計画の図書の縦覧

日立都市計画下水道の変更に伴い、日立市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

下水道の変更（日立市公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画地区計画の変更に伴い、つくば市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（台町地区地区計画）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消

すことがあります。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 有限会社 ガイア
- 2 代 表 者 名 市 村 清 三
- 3 事務所所在地 水戸市南町三丁目 4番33号
- 4 免 許 番 号 茨城県知事(1)第5938号
- 5 免 許 年 月 日 平成12年 8月23日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 4月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿嶋市大字谷原字垣ノ内1383番2, 同番3
- 2 事業主の住所及び氏名
東京都港区港南 2 丁目 5 番10号
株式会社 ゼンショー
代表取締役社長 小 川 賢太郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
牛久市田宮町字平951番 2
- 2 事業主の住所及び氏名
牛久市田宮町466 - 31
飯 田 努

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
真壁郡協和町大字三郷字上原1176番 3
- 2 事業主の住所及び氏名
協和町大字新治2004 - 1
増 淵 朋 明

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)